

## 訪問看護ステーション連携加速化事業に係る助成金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、富山県訪問看護ステーション連携加速化業務委託に基づき、助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付)

第2条 前条の事業を行うため、公益社団法人富山県看護協会長（以下「協会長」という。）は予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

第3条 助成金の額は、次の区分ごとの限度額の範囲内とする。

#### (1) 指導料

2,000 円/時間×実施時間

なお、実施時間は 100 時間を上限とする。

#### (3) その他、備品・需用費・使用料等

助成金の額は別表 1 のとおりとする。

但し、必要に応じて節の金額の 30%以内で流用することができる。

消費税及び地方消費税が含まれる場合は、当該消費税及び地方消費税を除いた額によるものとする。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は「訪問看護ステーション連携加速化事業助成金申請書（様式第 4-1 号）」を提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 協会長は前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査し交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第6条 前条の通知を受けた者は、事業終了後 1 カ月以内又は令和 3 年 3 月末日のいずれか早い日までに「訪問看護ステーション連携加速化事業実績報告書（様式第 4-3 号）」を協会長に提出しなければならない。

なお、上記実績報告書を提出の際は、「指導記録（様式 1）」を添付することとする。

### (助成金額の決定)

第7条 協会長は前条の報告を受けたときは、当該報告内容を審査のうえ助成額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 協会長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付を受けた日から6ヶ月を経過する日までに、正当な理由なく事業所所在地を変更し、又はその事業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、補助金を交付することが著しく不適切であると協会長が認めるとき

(細則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は協会長が別に定める。

別表1（第3条関係）

科目（節）	対象経費（具体例）	限度額（円）
報償費	2,000 円/時間×実施時間 実施時間の上限は 100 時間	200,000
需用費	消耗品購入代 書籍・DVD 購入代	95,000
旅費・負担金	研修旅費（交通費、宿泊費） 研修受講料	
役務費	携帯電話、iPad 等通信料 ガソリン代 健康診断、ワクチン接種料 保険料（自動車保険、訪問看護賠償保険等） 振込手数料	25,000
使用料および賃借料	自動車リース料 パソコン・タブレット等リース料 駐車場代	175,000

但し、必要に応じて科目（節）の金額の 30%以内で流用することができる